

京都市告示第489号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書きの規定に基づき、臨時の開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和4年11月18日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間及び休所日を変更する日時

| 変更後 | 現行 |
|-------------------------------|----------------------|
| 令和4年12月29日（木） 午前9時から午後5時まで | 令和4年12月29日（木） 休所日 |
| 令和4年12月30日（金） 午前9時から午後2時まで | 令和4年12月30日（金） 休所日 |

(産業観光局農林振興室農林企画課)